



平成10年5月15日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所2号機用新燃料の輸送について

当社、敦賀発電所2号機（加圧水型軽水炉：定格出力116万キロワット）は、本日、新燃料集合体32体を下記のとおり受け入れました。

記

1. 輸送年月日

平成10年5月14日 17時45分 三菱原子燃料株式会社 発
平成10年5月15日 10時25分 敦賀発電所 着

2. 輸送数量等

新燃料集合体 32体（うち、12体はガドリニア入り燃料集合体）
輸送容器 16個

3. 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

4. 輸送方法

陸上輸送

以上

【補足】

ガドリニア入り燃料とは・・・中性子吸収能力が高く、燃料ペレットの二酸化ウランの中に溶かし込ませて使用できる。

利点として、固体廃棄物の発生を抑制できる。

<参 考> 『輸送における安全性について』

<別 添> 『A型核分裂性輸送物の安全基準』

<参 考>

『輸送における安全性について』

1. 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

2. 輸送容器の概要

型式：MFC－1型輸送容器

形状：円筒形

寸法：長さ約5m、外径約1m

重量：約4トン（輸送容器だけで約3トン）

材質：鋼鉄製

3. 輸送物の安全確認

本輸送物については、別添に示す国の安全基準を満たすことを国の指定認定機関である（財）原子力安全技術センターにより確認されたものです。

4. 輸送上の安全対策

輸送にあたっては、車両等への積付け・標識等、輸送上の十分な安全対策を実施しています。なお、万が一緊急の事態が生じた場合にも、最寄りの消防、最寄りの警察および科学技術庁等に連絡するとともに、適切な措置をとることとしており、十分な安全対策を講じています。

<別 添>

『A型核分裂性輸送物の安全基準』

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第59条の2に基づき、国が定めている、『A型核分裂性輸送物』に係わる技術上の基準の主なものは、以下のとおりである。

(1) 線量当量率

表面で 2.0ミリシーベルト／時以下

表面から1m離れた位置で、0.1ミリシーベルト／時以下

(2) 表面汚染密度

α 線を放出する放射性物質の場合、0.4ベクレル／ cm^2 以下

α 線を放出しない放射性物質の場合、4.0ベクレル／ cm^2 以下

また、A型核分裂性輸送物の試験条件には、

(1) 一般の試験条件

水の吹きつけ試験、自由落下試験、圧縮試験、貫通試験

(2) 特別の試験条件

9m落下試験、棒上の1m落下試験、耐火試験、浸漬試験

があり、これらの厳しい諸条件下においても、容器の健全性を維持し、臨界の防止を確保するよう、法令の基準値を満足することとなっている。

以上